

がれき保管エリアの全面マスク 着用省略可能エリアの設定について

平成25年10月31日
東京電力株式会社



東京電力

1

今回拡大予定の全面マスク着用省略可能エリア



<1F構内全面マスク着用省略可能エリア>



無断複製・転載禁止 東京電力

2

がれき保管エリアの全面マスク着用省略可能エリアの設定

目的

がれき保管テント等がある北側エリア(がれき保管エリア)の空气中放射性物質濃度、表土の放射性物質濃度の分布に基づき、全面マスク着用省略可能エリアに設定して防護装備を適正化し、作業員の負荷軽減、作業性の向上を図る。

ダスト・表土の測定結果

がれき保管エリアのダスト測定を3ヶ月に一回の頻度で実施しているが、H24.9～H25.9現在の期間において、すべての地点において、空气中放射性物質は検出されていない。
(全面マスク着用基準： $2 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$ (粒子状Cs))

がれき保管エリアの表土の放射性物質濃度は、10の3乗～5乗オーダーで分布しており、現在設定している全面マスク着用省略エリアの表土と同等である。

運用開始

平成25年11月11日から、当該エリア内で、ダストの舞い上がりが少ない作業(土壌等のはぎ取り等の作業は不可)を行う場合は、捕集効率95%以上の使い捨て式防塵マスク(DS2)も着用可とする。

1F構内の空气中放射性物質濃度測定結果(瓦礫保管エリア)



北側敷地エリアの空气中放射性物質の監視は上図のように【1】～【21】の21箇所の各瓦礫等の一時保管エリアの入口(屋外)にて、3ヶ月に1回の頻度で実施している。H24.9～H25.9現在の期間において、すべての地点で空气中放射性物質は検出されていない。
(Cs-137の検出限界値は $10^{-6} \text{【Bq/cm}^3\text{】}$ オーダーで測定)

- | | | |
|--------------------------|---|------------------------------|
| 【1】一時保管エリアG2(第3土捨て場北側入口) | ※ | 【12】一時保管エリアF(ゲンボウヤード) |
| 【2】一時保管エリアL(Bヤード) | | 【13】一時保管エリアF(五洋ヤード) |
| 【3】一時保管エリアG1(第3土捨て場南側入口) | | 【14】一時保管エリアM2(5/6号機西側ヤード東入口) |
| 【4】一時保管エリアA2(Bテント) | | 【15】一時保管エリアf(廃コンクリート置場) |
| 【5】一時保管エリアA1(Aテント) | | 【16】一時保管エリアb(金属材専用置場) |
| 【6】一時保管エリアB(テント西側ヤード) | | 【17】一時保管エリアM1(5/6号機西側ヤード西入口) |
| 【7】一時保管エリアH1(旧ヘリポート北側入口) | | 【18】固体廃棄物貯蔵庫(第1,第2棟) |
| 【8】一時保管エリアH2(旧ヘリポート南側入口) | | 【19】固体廃棄物貯蔵庫(第3～第8棟) |
| 【9】一時保管エリアC(Cヤード) | | 【20】一時保管エリアc(No.2資材倉庫) |
| 【10】一時保管エリアD(日立ヤード) | | 【21】一時保管エリアQ(研修棟駐車場) ※ |
| 【11】一時保管エリアI(旧ヘリポート) | | ※【1】一時保管エリアG2, 【21】一時保管エリアQ |

についてはH25.3月から測定開始

構内表土の放射性物質濃度マップ



がれき保管エリアの表土の放射性物質濃度は、10の3乗～5乗オーダーで分布しており、現在設定している全面マスク着用省略エリアの表土と同等であることを確認した。